

杉並区立図書館協議会規則

昭和五十七年九月二十九日

教委規則第二十二号

改正 昭和五八年十一月二六日教委規則第一七号
昭和六二年 三月二八日教委規則第 七号
平成 元年 三月一五日教委規則第 六号
平成一三年 三月三〇日教委規則第 六号

(目的)

第一条 この規則は、杉並区立図書館条例(昭和五十七年七月杉並区条例第二十六号)第二条に基づく杉並区立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第二条 協議会は、杉並区立図書館の運営に関し杉並区立中央図書館長(以下「中央図書館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕について、中央図書館長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 協議会は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十五条の規定に基づき、次の各号に掲げる者のうちから杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する委員をもつて組織する。

- 一 杉並区内に設置された学校が推薦した当該学校の代表者 二名以内
- 二 杉並区内に事務所を有する社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)が推薦した当該団体の代表者 三名以内
- 三 杉並区社会教育委員 一名
- 四 学識経験のある者 四名以内

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議(以下「会議」という。)を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第五条 会議は、会長が招集する。

(定足数及び議決)

第六条 会議は、委員の半数以上の出席をもつて成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委員の解嘱)

第七条 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、任期中であつてもその委嘱を解くことができる。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、杉並区立中央図書館において行う。

(委任)

第九条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則(昭和五八年十一月二六日教委規則第一七号)

- 1 この規則は、昭和五十八年十二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都杉並区立図書館協議会規則第九条の規定に基づき定められた事項については、この規則による改正後の東京都杉並区立図書館協議会規則の規定により定められたものとする。

附 則(昭和六二年三月二八日教委規則第七号)

この規則は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則(平成元年三月一五日教委規則第六号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月三〇日教委規則第六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。